

校 訓

校訓は、「友愛」です。万物の命を大切に、己を、友を、家族をそして郷土矢掛町を愛する人間に成長して欲しいと願って決められました。今や「愛は地球を救う」と指摘される時代です。人類愛に満ちた国際人になってください。

校 章



上下の部分は、高妻山と遙照山に囲まれた豊かな自然を意味します。左右の部分は、矢掛の矢を形どって、力強く飛躍する中学生を表しています。原図は、旧横谷中の浅野恭平君がかきました。

矢掛中学校生徒会活動目標

自ら考え行動する～挑戦・責任・成長～

矢掛中学校生徒会規約

- 第1条 この会は矢掛中学校生徒会という。
- 第2条 この会は学校生活を、より楽しく充実させることを目的とする。
- 第3条 この会は矢掛中学校生徒で構成する。
- 第4条 この会には次の機関を置く。
 - 議決機関（生徒総会 代議員会）
 - 執行機関（生徒会本部 専門委員会）
- 第5条 生徒会本部は、この会の最高執行機関で生徒会活動の企画運営と各機関の連絡調整にあたる。
- 第6条 生徒会本部は6名の本部役員で構成する。本部役員は毎年、全会員の投票で決め、任期は1年とする。選挙規定は別に定める。

- 第7条 生徒会本部は会長1名、副会長1名、総務4名とする。
- 第8条 生徒総会は全会員で構成し、この会の最高議決機関で、年1回以上、会長が招集して開く。また、代議員会が必要と認めるとき、開くことができる。
- 第9条 生徒総会は次のことを行う。
年間活動計画の決定、予算の決定と決算の承認、規約の改廃や制定、その他この会の目的達成に必要なことがらの決定。
- 第10条 代議員会は、代議員(各学級から男女各1名)で構成する。
代議員会は毎月1回会長が招集することを原則とするが、代議員の3分の2以上の要求があるとき、また会長が必要と認めるとき開くことができる。
- 第11条 代議員会は次のことを決める。
生徒会本部から出されたことがら、専門委員会から出されたことがら、その他会員が作っている団体から出されたことがら。
- 第12条 専門委員会はこの会の実践活動の中心となり、次のとおりとする。
厚生委員会、環境委員会、文化委員会、体育委員会
- 第13条 専門委員会は学級から選出された委員で構成し、委員長、副委員長各1名を選出する。各専門委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 第14条 特別委員会については必要に応じて代議員会の議決を経て設けることができる。
- 第15条 この会の経費は生徒会会費月額150円とその他の収入である。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第16条 この会のすべての会議は構成員の3分の2以上で成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第17条 この会の各機関は顧問教師の指導で計画、活動するとともに、各機関で決定された事項は学校長の承認を要する。
- 第18条 この会の役員は学校長の認証を必要とする。
- 第19条 この会の活動、機関、会計、その他に関する規則、細則は代議員会の議決を経て設けることができる。
- 第20条 この規約の改廃は代議員会を経て、生徒総会の議決を必要とする。
- 第21条 この規約は昭和57年5月31日より効力を発する。

生徒会本部役員選挙規定

- 第1条 この選挙規定は、矢掛中学校生徒会規約第6条に基づいて、生徒会本部役員選挙に適用する。
- 第2条 選挙事務を処理するために選挙管理委員会は、各学級から選ばれた2名の委員によって構成する。委員長1名・副委員長1名、書記1名をおく。
- 第3条 選挙管理委員会は次の仕事をする。
1 選挙の告示
2 立候補者並びに推薦者の届け出の受け付けと発表

- 3 選挙運動の規則を協議する
- 4 投票用紙の作成
- 5 立候補者並びに推薦者の演説会についての計画・実施
- 6 投票並びに開票の事務
- 7 その他選挙処理に必要な事柄

第4条 選挙の告示は、選挙期日の10日前までとする。

第5条 立候補の届け出は、推薦者5名を必要とし、うち1名を責任者とする。

第6条 選挙管理委員会は、選挙期日前までに立候補者氏名を告示する。

第7条 選挙は単記無記名投票とし、会長・副会長・総務選挙に対し、それぞれ1票を投ずる。

第8条 会長1名・副会長1名・総務4名、それぞれ上位得票者から当選とする。候補者が定員の場合は信任投票とする。

第9条 信任投票となる場合は、投票総数の過半数に足りない得票数では当選できない。

第10条 第8条によって欠員が生じた場合は補欠選挙を行う。

第11条 1 選挙運動は、選挙管理委員会により定められた期間内に行うことができる。

2 校外での選挙運動は禁止する。

3 選挙運動は登校時から下校時までとする。

4 買収・供応またはこれに類する一切のことを禁止する。

5 選挙のために配布する一切の印刷物はこれを禁止する。ただし、学級新聞への掲載は認めるが、これをその学級外へ配布することは禁止する。

6 その他選挙運動に必要と思われるものについては選挙管理委員会で決め、各立候補者に等しく配布する。(配布後の使用については各責任者に一任する。)

7 校内放送を使つての選挙運動は、必要と認めた場合に限り、選挙管理委員会で別に定める。

8 登下校時の校庭および校門における連呼並びに演説、これに類することは認めるが、カセットなど器具の使用は禁止する。

第12条 選挙管理委員は、立候補者・責任者および推薦者として選挙運動に関わることはできない。

第13条 この規定は、昭和54年4月1日より効力を発する。

付則 昭和62年12月18日一次改正

平成元年2月21日二次改正

平成4年11月6日三次改正

平成15年5月7日四次改正

平成24年5月1日五次改正

平成30年4月1日六次改正

令和4年9月16日七次改正

生徒会慶弔規定

- 第1条 この規定は、生徒会規約第19条により定めたものである。
- 第2条 この規定は、生徒会員(以下会員と称する)並びにその保護者、本校の職員が死亡し、または会員の長期(1週間以上の)入院した場合、弔慰金、または見舞金を贈呈するための規定である。
- 第3条 この規定でいう会員とは、本校生徒であり、本校職員とは、本校に勤務する先生方に限る。
- 第4条 この規約の運営には本部役員があたる。
- 第5条 会員が死亡した場合には、弔慰金1万円を贈り、次のことも行う。
- (1) 本部役員が全員葬儀に参列して花輪1基を贈る。
 - (2) 全学級から代表2名葬儀に参列する。さらに該当学年で花かご1基を贈る。
 - (3) 該当学級の会員は、原則として全員が葬儀に参列し、花束1基を贈る。さらに学級として弔慰金3千円を贈る。
 - (4) 親しくしていた者は、葬儀に参列してもよい。
 - (5) 特に親しくしていた者の中から弔辞を選ぶ。
- 第6条 本校職員が死亡した場合には、弔慰金5千円を贈り、次のことも行う。
- (1) 本部役員が全員葬儀に参列して花輪1基を贈る。
 - (2) 親しくしていた者は、葬儀に参列してもよい。
 - (3) 特に親しくしていた者の中から弔辞を選ぶ。
- 第7条 会員の保護者が死亡した場合は、弔慰金3千円を贈り、次のことも行う。
- (1) 本部役員2名が葬儀に参列して花輪1基を贈る。
 - (2) 親しくしていた者は葬儀に参列してもよい。
- 第8条 会員が1週間以上入院した場合には、1千円相当の図書券を贈り、見舞いとする。
- 第9条 会員、並びに本校職員が、全国レベルの大会に参加する時には、激励金を贈る。金額については、その都度考える。
- 第10条 会員、並びに職員の天災については、見舞金2千円を贈る。また、募金もその都度考える。
- 第11条 職員の退・転職に際しては、2千円相当の花束を贈る。
- 第12条 この規定は平成8年8月1日より施行する。